

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第71号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（平成16年鳥取市規則第182号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	1項職員	2項職員
	支給額（円）	支給額（円）
1年未満	310,800	60,000
1年以上2年未満	310,800	56,000
2年以上3年未満	310,800	52,000
3年以上4年未満	310,800	48,000
4年以上5年未満	310,800	44,000
5年以上6年未満	310,800	40,000
6年以上7年未満	310,800	36,000
7年以上8年未満	310,800	33,000
8年以上9年未満	310,800	30,000
9年以上10年未満	310,800	27,000
10年以上11年未満	310,800	24,000

11年以上12年未満	310,800	21,000
12年以上13年未満	310,800	18,000
13年以上14年未満	310,800	15,500
14年以上15年未満	310,800	13,000
15年以上16年未満	310,800	10,500
16年以上17年未満	307,500	8,000
17年以上18年未満	304,200	6,000
18年以上19年未満	300,900	4,000
19年以上20年未満	297,600	2,000
20年以上21年未満	294,300	
21年以上22年未満	283,300	
22年以上23年未満	271,300	
23年以上24年未満	258,800	
24年以上25年未満	246,300	
25年以上26年未満	233,800	
26年以上27年未満	218,300	
27年以上28年未満	202,800	
28年以上29年未満	187,300	
29年以上30年未満	171,800	
30年以上31年未満	155,300	
31年以上32年未満	138,800	
32年以上33年未満	122,300	
33年以上34年未満	104,300	
34年以上35年未満	86,300	
備考		

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。